

2021 年 7 月 8 日

大分地方最低賃金審議会
会長 清水 立茂 殿

大分県労働組合連合会
議長 安藤 幸三

意見書

全労連は最低賃金の引上げの必要性について「①エッセンシャルワーカーをささえている労働現場の多くを支えているのは、低賃金・不安定雇用の非正規雇用労働者②コロナ後を見据えて欧米では最低賃金を大幅に引き上げている③最低賃金の改善による賃金格差の是正と、底上げによる地域循環型経済の確立」を表明していますが、大分地方最低賃金審議会においても真剣に受け止めて頂きたいと、考えます。

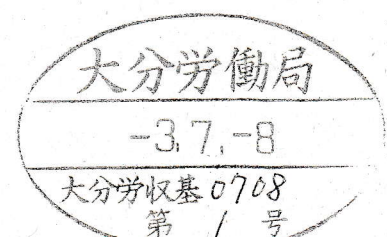
また最低賃金審議会の在り方として、少数意見であったとしても、その意見を尊重して審議を進めていくことが、当然の対処であると考えます。今年の審議会委員の選出においても大分県労連加盟の組織から 3 名が立候補しましたが、だれも選出されませんでした。さらに過去の貴審議会において大分県労連加盟の組織から「参考人意見聴取」を一度も行っていないし、別途「意見陳述」などのような機会も与えられていません。つきましては今年の審議会においては、大分県労連（もしくは加盟組織）からの意見聴取を行っていただきますよう、強く申し入れます。

そこで大分地方最低賃金の本年改定にあたり、「時間額 1500 円」をめざし大幅に引き上げることをもとめ、以下意見を申し上げます。

記

1、私たちは憲法 25 条を基本に「大分県最低生計費」を試算しました。この結果にもとづいた最低賃金の水準をもとめます。

(1) 私たちは昨年 11 月から「大分県最低生計費試算調査」にとりくみ、今年 6 月に結果を発表しました。その結果によると若年単身世帯の最低生計費月額(男女平均)は「261,450 円」です。それを時間額換算すると「1504 円」(月間労働時間を 173.8 時間とした場合)、「1725 円」(月間労働時間を 150 時間とした場合)となり、いずれも時間額が 1500 円以上となりました。いままで労働組合が要求してきた「時給 1500 円」の要求は、大分県における最低生計費調査によって、県内の生活実態からも適切な要求であることが明らかになりました。(詳細については別紙報告書をご覧ください。)



(2) この調査結果は九州他県をはじめ、全国的にとりくまれた「最低生計費」調査結果と同じ傾向をしめすものですが、大分県単独の具体的な「最低生計費」結果として重要な資料となります。この結果を最低賃金審議会のなかで、しっかりと受け止め「健康で文化的な最低限度の生活」を送るための費用の水準を認識され、それを補償できる最低賃金にむけて誠実な議論と判断を求めます。

2、労働者の生活実態を直視し、最低賃金の大幅引き上げをもとめます。

(1) 日本社会は新型コロナウイルス感染拡大のもとで、1年半以上にもおよぶ社会生活を余儀なくされていますが、国民のいのちと健康を守りながらも日常の暮らしをささえているエッセンシャルワーカーへの称賛と社会的評価が再考されています。しかし、医療、介護、保育、清掃など国民の暮らしを支え続けている労働者の賃金は最低賃金に影響を受けており、その低すぎる賃金が問題となっています。また女性労働者や非正規雇用労働者の賃金も最低賃金にとっても影響を受けています。

エッセンシャルワーカー、女性労働者、非正規雇用労働者の待遇を改善するためには最低賃金を大幅に引き上げることがどうしても必要です。

(2) 大分県労働者の平均賃金は2000年をピークに低下し、現在も回復していません。厚生労働省の「毎月勤労統計調査」(大分県の全産業計 5人以上)では2000年の平均賃金が「309,995円」でピークとなり、その後下がり続け2020年平均は「271,517円」(2000年比 87.6%)となっています。政府が景気回復の重要な要素として、個人消費の回復をもとめていますが、すでに20年以上にわたり県内の消費購買力は下がり続けています。県内の消費購買力を引き上げるためには、賃金の底上げ、とりわけ最低賃金を大幅に引き上げて、景気回復を目指す本格的な取り組みが求められています。

(3) 県内若年労働者を確保するためにも、最低賃金の大幅引き上げと県内初任給など賃金の底辺を引き上げることが必要です。九州でいえば、福岡への労働力移動が起こっていますが、最低生計費調査でも明らかなように福岡市と大分県の最低生計費がかわらないにもかかわらず、福岡県で働けば時間額で「50円」以上も高い賃金を得ることができます。最低賃金の高い地方へ若年労働力が移動していることはあきらかであり、県内の経済界も良質な若年労働者の確保を切望していることから、賃金引き上げにむけて、経済界・使用者側も理解と協力が求められています。

3、地方議会からも最低賃金引き上げを求める意見書が採択されています。

昨年 12 月には福岡県議会でも最低賃金引き上げをもとめる意見書が採択され、今年 3 月には島根県議会でも採択、岩手県議会でも採択されました。また 6 月 16 日には北九州市議会で「全国一律最低賃金制度の段階的導入を要請する意見書」が、日本維新の会を除く賛成多数で採択されました。意見書は「最賃の（地域間）格差を是正する機能をもつはずだった目安制度は有効に機能しないどころか、その格差を定着させる制度になりつつある」と指摘しています。

また、秋田県知事が全国知事会で地域間格差を是正する取り組みを求めるなど、地方からの要求が強まっています。大分県内の最低賃金も全国の動きを敏感に察知し、大幅な引き上げを実施するよう求めます。

以上。

2021年 7月 5日

大分労働局 局長 中山晶彦 殿
大分地方最低賃金審議会会長 殿

U・A・ゼンセン大分県支部
支部長 荒川 昭徳

2021 年度大分県最低賃金の改正に関する意見について

日本経済は、コロナ禍と1年半以上に亘って闘い続けています。経済を立て直し再び成長軌道にのせるためには、雇用の確保を大前提に、落ち込んだ消費マインドを上昇させ内需を拡大させていくことが必要です。そのためには、最低賃金を引き上げ、最賃近傍で働く労働者の生活の安心・安全を担保することが必要不可欠です。

また、コロナ禍では、社会生活の基盤をささえる「エッセンシャル・ワーカー」が注目されることとなりましたが、契約・派遣・パートタイム・アルバイト等で働く、いわゆる「非正規労働者」も多く、加えて、「未組織労働者」も多いことから、低位な処遇を強いられており、処遇改善の観点からも最低賃金の引き上げは重要です。

政府は、2010年の「雇用戦略対話（政労使）」において、最低賃金について「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円をめざす」ことを合意しています。

しかし、2020年度の最低賃金は、大分県を含めた7県が全国最下位の792円となり、最高額である東京の1,013円とは221円の格差が生じており、800円にさえ届いていません。

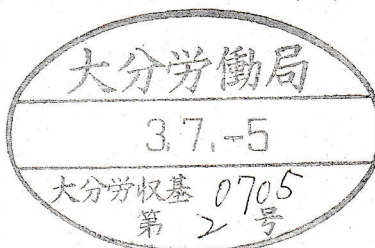
さらに、私たちU・A・ゼンセンが加盟する連合の試算では、大分県において単身の労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準は、時間額で920円となっており、128円の差額となっています。

大分県は総合指数がDランク最高水準にありながらも全国最下位にあり九州内隣県とも差額が生じていますが、私たちU・A・ゼンセンに加盟する「組織労働者」の賃金は、昨年から続くコロナ禍の中でも、労使がそれぞれの立場で真摯に交渉を続けた結果として改善されています。

最低賃金の地域間格差が、隣県や都市部への労働力流出の一因になっているとも言われており、総合指数に見合った水準とすることは極めて重要と考えます。

今年度の改正にあたり、是非とも発言の機会を与えていただきたいと考えておりますが、まずは、下記事項について要望いたします。

1. 「雇用戦略対話」を十分尊重し、「全国最低800円、全国平均1,000円」を早期に実現することはもちろん、県内での労働力確保につながる地域間格差の是正を図ること。とりわけ、九州隣県への人材流出防止の観点から、隣県+ α を前提とした総合指数に見合った水準に改正すること。
2. 最低賃金の引上げに向けた国としての各種助成金の活用について、県内の中小企業・小規模事業者へ周知・徹底すること。



以 上